

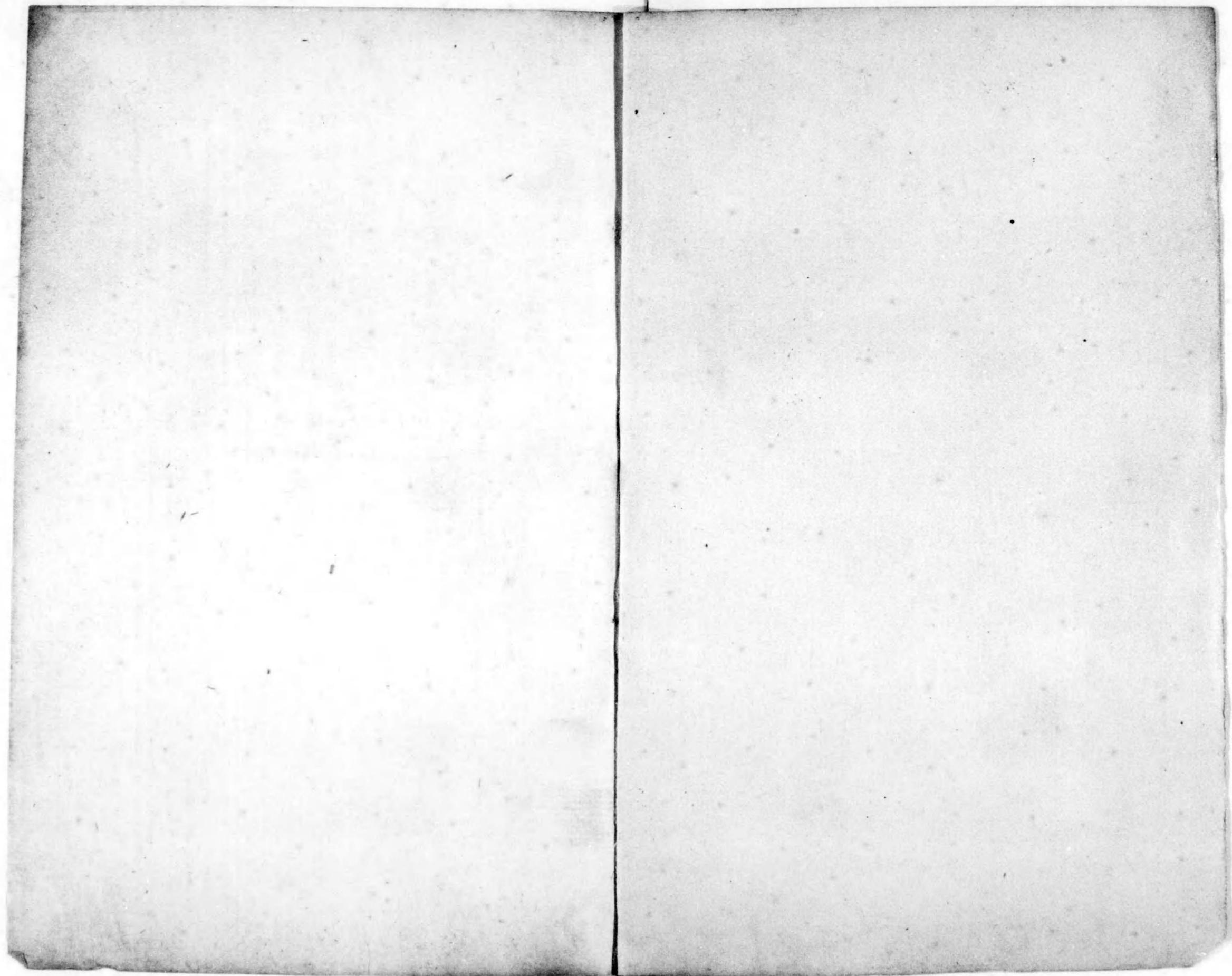
金満家なるに  
諸の志

特



始







目次

○商家の總則……………五  
 ○旦那の心得……………六  
 ○女房の心得……………七  
 ○手代の心得……………七  
 ○小僧の心得……………八  
 ○儉約と吝嗇を區別すべき事……………八  
 ○役目の分界を立べき事……………九  
 ○學問も亦爲すべし……………九  
 ○容易く他の商賣に移るべからず……………十  
 ○人の眞似すべからず……………十一  
 ○事の秘密を要す……………十二

2. 6. 6  
内交



- 人の物の我物と思ふなかれ……………十二丁
- 金貨會社役員の慎むべき事……………十三丁
- 陰徳と積徳の事……………十四丁
- 商人の龜鑑……………十五丁
- 村夫子のいましめ……………十八丁
- 山も亦たなすべし……………二十丁
- 和合の繁昌の基……………二十二丁
- 商賣の正直を要す……………二十三丁
- 早起すべき事……………二十五丁
- 機を見るの肝要……………二十六丁
- 商法家の神髓……………二十七丁
- 我名を人よ知らるしを要す……………二十八丁



- 信用を買ふべき事……………三十丁
- 六ツのいましめ……………三十一丁
- 奴隸心を絶つべき事……………三十二丁
- 手代小厮を使ふ心得……………三十三丁
- 家の掃除を清潔よすべし……………三十四丁
- 食物の上中下を分つべからず……………三十五丁
- 臺所の細則……………三十六丁
- 仕逐るまでの困難あり……………三十八丁
- 息子のいましめ……………三十九丁
- 始中終の分解……………三十九丁
- 安物を買ふべからず……………四十二丁
- 身代を起す人の心入れ……………四十二丁



- 利又迷ふなかれ……………四十八丁
- 金を貸附る法則……………五十丁
- 利あるものより損あることを覺悟せよ……………五十一丁
- 危き又近よるべからず……………五十二丁
- 交際も時よるべし……………五十三丁
- 身代悪しき時の事を忘る可からず……………五十四丁
- 光陰の鉄砲玉の如し……………五十四丁
- 無用の品を買可からず……………五十五丁
- 權謀は金まうけの極意……………五十六丁
- 法螺のなき方……………五十七丁
- 相談の必用……………五十八丁
- 人氣を知るが肝要……………五十八丁



- 理外の理……………五十九丁
- 錢あるが故に貴からず……………六十丁
- 金錢の用ひかたの五則……………六十一丁
- 金まうけ心得三十則……………六十二丁
- 經濟學の解あかし十則……………六十三丁
- 金の遣ひ方……………六十七丁
- 糟粕を嘗むる勿れ……………六十八丁
- 盛なる者の已に衰ふたる者と知べし……………六十九丁
- 過失は深く咎むる勿れ……………七十一丁
- 返さぬ貸の無理を取るべからず……………七十二丁
- 掛賣一切仕らず候……………七十三丁
- 衣食住の心得……………七十四丁



- 代物より金が大切……………七十五丁
- 瘦我慢の害……………七十六丁
- 慾張家の用心……………七十七丁
- 金まうけ秘傳結論……………七十八丁

目次(終)



人類の此の世に生れいでたるは何の爲なるかとは今日學社社會の問題となりて未だ定かにそれと極らねど到底富貴榮達を得て快樂をつくすが爲にやあらん快樂のうちにも精神の快樂と肉体の快樂との二種ありて精神の快樂とは衣食住の三のもの其身を保護に足らば差て榮華を望まず只政治まれ法律され國利まれ民福まれ我が可と信ずるところのものにして我が意に適ひ始終一事の精神を苦しむるものなきを云ふなり肉体の快樂と多金のまふけて子孫の繁榮を謀り若し余りあらば我が好むところのことは爲さずといふとなく金殿玉樓に住居して窈窕の美女をたぐはへ易牙の調理お飽て氣隨氣儘の愉快を竭すを云ふなり故に



二

世の頑固なる學者は痛く肉体の快樂を卑みて凡人の爲す業とし  
 精神の快樂こそ眞の快樂なりとて敵温袍を衣て食ふや食すに世  
 を送る人あり這と多くは負惜みの言草にて財寶の山を築き酒池  
 肉林を眺めながらは迎も行ないがたきぞかし莫遮我は精神の快  
 樂の外之決して快樂とは思じ我意も適はざれば假令天子將軍に  
 なし參せんと云ひきたるものありども之を顧ざるを猶土芥のご  
 とくせんと云ふものし如きと余措て論せず特り天下普通人の好  
 める快樂は所謂富貴榮達を得て無量無限の榮華を極むるに在り  
 然らば即ち多くの金をまうけて此等の快樂を買んとするは人間  
 普通の情にて如何なる有力の人も之を矯正事あたうまじ熟く



三

世の有様を見るに卑きものも金あれば貴きが如く智あるものも  
 金なければ愚なるが如し諺に黄金世界と云へることあり這は  
 無事なる天下を形容きたる事にしあれど亦た以て世の有様を穿  
 てるものと云ふべし果せる哉我邦にては從來農は國の基本なり  
 と稱せまかど西洋文明國に於ては商と以て國の基本となし外國  
 と貿易を盛にし他邦の黄金を輸入きて國を富し以て互ひに榮華  
 を竭し快樂を極むるを勉めり見るべし英吉利の論敦や亞米利  
 加の桑港や佛蘭西の巴里や層樓巍乎として天際に聳へ朱欄碧  
 瓦の相映發きて其壯觀美麗なると東洋人の眼を驚かすものある  
 にあらずや若し東洋の頑固學者が云へることく肉体の快樂は快



四

樂にあらず精神の快樂こそ眞の快樂なりとせば此等の壯觀美麗なる層樓は盡くみな天理に戻り人類の爲すべからざる事なるべき左はなくして文明國人の競ふて之を爲すい何ぞや誠に頑固論者の説の社會の定則に外るゝを知るべし我邦の商賈諸君も亦た實に此等の道理を辨へ金儲るとに於て決して泰西人に一步を譲る勿れ我が日本國の都會として倫敦、桑港、巴里の如く是るも亦た商賈諸君の責任なるぞかし諸君請ふ之を勉よや

編者誌



金満家金儲の法

喜樂生著

○商家の總則

一家を治むるは猶ほ一國を治むるがごとし其主人たるもの傲慢不遜にして雇人を使役すること犬馬の如くなるときは不平の氣常に家内に鬱結して到底圓滑なる運動をなすあたはざるのみならず遂には其が爲め産をやぶり家を傾むくるに至るべし商人は世事愛嬌を専一とするに雇人に向ひて傲慢不遜なるくらひにては其客に對してもアツテウ顔を爲すは當然のとなるへし世の人が一口に士族の商法と嘲る即ち此の事にて士族は昔時四民の上に立て人に頭を下げ世事愛嬌を云ふことを知らざるがゆゑに一朝商人となりても忽ち損耗をなすなり世には商人の世事愛嬌を云ふを以て餽佞となすものあれど大なる間違なり餽

五



六

俊とは自分は馬鹿と笑はれ阿房と罵らるしも我が利益となる事なれば御無理御最もとして少しも逆はず貴公は實に利口で御座る發明で入らせらるると云ふことなり若し商人にまて之を學び自分の器物を疎悪なりツマラナシと嘲らるしも至極御最左様で御座ると云て少しも頓着せざれば如何買んとて來りま客も厭氣になり買ずして返ること受合なり然らば世事愛嬌と餽俊と種別あるは判然たる事なれば商人が世事を云ふは普通之事として決して怪むべからず

○旦那の心得

家則を嚴格に構へ自ら先に之を守るべきは勿論なり夜は定免の時間を破りて寝に就くべからず他出して用事の調はざるときなぞ外泊するも歸りたれば番頭配人等に必らず其理由を告ぐべし但し成るべく大聲にて子僧丁稚の居る前にて談ずるを要す



七

○女房の心得

多き商家の事には女房が店に出でし商賣をなす家あり是は亭主よりの命令にて餘義なき次第なるべけれ成べく辭退えて出ぬが宜しからん女は兎角了簡の狭きものにて譬へば酒や醬油を量るゝ一度につげば泡立て一杯にならぬうち一杯の如くに見ゆタレを多く入れても左で損はあらざるものを是ではつぎ過はせぬか彼でと量り込とせぬかと思ふゆゑ其手つきの拙なるのみか却て量りすぎて客の眼には少なく見ゆることあり出入にてはなる指耗われれば此事に限らず女の店お出るに能々考ふべきとなり但し別嬪にして此が爲助平連中を曳の手蔓ともなるものなれば帳場に坐らして飾物となすは得策ならん

○手代の心得

主人の意に戻るべからずとは云へ家の爲め悪と思ふとは忌す憚



八

からず氣附べし主人阿房者にして諫を入れざれば寧ろ其家を去  
るども其まゝにして止むべからず古人の言葉に諫めて容れずん  
ば臣死すとあるは即ち此の事なり

○小僧の心得

小僧と商賣を覺ゆる爲に奉公するものなれば萬事主人の意を隨  
ひ世事愛嬌掛引の工合等能々注意して覺ゆへし朝は起さるゝを  
待ず早く起て拭掃除をなすと何れの商家も大概同じ事なるが四  
角な座敷を丸く掃き戸棚の隅を拭残す等の横着を爲すべからず

○儉約と吝嗇を區別べき事

世に儉約と吝嗇をゴタ交にする事あらば是は能々心を用ゆべき  
となり先儉約とは身に美麗の衣服をかざらず口に美食を好ず身  
をつとめ家を治め人に不實をせず世間の義理をかゝぬを云ふ吝  
嗇と我身の爲すに金銀を貪り人の謗をかへりみず只管寶を積



九

み一家親類にても無心がましき人へは往來をせず毫も施與の心  
なきを云ふなり此の二ツのものは似るが如くにして其實大なる  
相違あるものなればよく注意すべし

○役目の分界を立つべき事

多き商人のうちにと下婢の給料を出すを厭ひ勝手の監督を細君  
に命じ子僧丁稚を手下に使ひて烹焼萬端世話するところあり  
細君が菜を盛てと自然少なき憂ひあれば奉公人が迷惑を勿論下  
婢の代りに使はるゝ子僧丁稚の難義之目も當られぬ有様なり此  
等が即ち吝嗇といふ事なれば商家の主人之慎むるへにも慎むべ  
き事ぞかし

○學問も亦爲すべし

詩を作るより田を作れと云へる諺あり是は昔しく人智の開け  
ぬこそ百姓にして學問などに耽るものを戒免し語なるが今日の



十

世にもまだ之を信するものあり農家は何處までも農家の學問などは不入用なりと云ひ商家も亦た出入帳が附ば夫にて充分なりと云ひ平假名新聞すら拾ひ讀にせねば分らぬもの多きは慨嘆の至りと謂ふべし今日世界萬國と交通を開き商業上隨分智識學問の入用となりし世界にありて猶ほ此の如き事を云ひ居らば到底外商の侮辱を免るあたはざるのみか日本の商權は常に外商のために左右せられ遂には尻の毛まで抜去るゝに至らん日本の商人諸君よ今日の日本の昔日の日本にあらざるとを記應せよ又々今日の商業の學問上一の技術なるを記應せよ而して商法家にならんとせば必らず學問を因ざるへからざるを記應せよ

○容易く他の商賣に移るべからず

我商賣の少し隙なるとき他の商賣を羨む念の起るは當然の事なれど是が爲め我什馴し商賣をかへるは心得違ひなり自分の商



十一

賣を相變らず勉め居て外にれもひ附のよき商法あらば附商賣にして澤山の元手を入れれば丁寧にか否かを試むべし自分の商賣が悪しとて彼にも是にも心をうつし商賣を替へる者に是まで立身出世せしものは誠に稀なり何にても仕ねはせるまでの艱難はあむ事ぞかし

○人の真似すべからず

日本人の惡風にて人が善き發明をなせば直に羨みて真似するの甚だよろしからぬ事なり最初發明する人は多少の資本と多少の心勞を費し幾多の辛苦困苦を嘗つくして纔に金の儲かるべき見込の立しとるを少まも關係なき見ず知らずの人に真似されて其發明權を奪われ百日の説法屁一つに掃せば發明者の遺憾は凡そ幾何ぞや今日政府に於ては此等の弊害を扑絶せんが爲に專賣特許法を設けられ其發明權を保護せらるゝゆゑ此等の理屈もつま



り無駄言となりたるも獨り此事は物品に止まりて彼の物品の賣  
廣法又と興行物などの發明を保護するものにあらざれば或は之  
を奇貨として人の發明を奪ふものあり此等の事は人間社會の惡  
徳と云はんより寧ろ白晝の盜賊とも云ふべきものなれば斯る  
智慧なきことをなさんよりは自ら發明するを勉めよのし

○事は秘密を要す

諸事を能思案して其事をつとむるまでは人に云はぬもの予かし  
思ふ事残らず人に云ひちらちて外洩たらんには是か爲め思ふ  
とも成ざるをあるべし去りながらよき人に相談し善き分別を借  
ると敢てまたげなし獨思案にては免觀間違易きものにて跡に  
て思入と違ふことわり諺に膝とも談合といふとわれは無暗に人  
に話すはあしけれと信ずる人に相談するは最も善事なり

○人の物は我物と思ふなかれ



盜賊を家業とするものにあらざるよりは人の物を我物と思ふ者  
はなき筈なれども世には知らず識らず人のものを我ものど心得  
る人あるなり假令ば銀行或は大會社大商人などの番頭手代役  
員のごとし金銀紙幣山のごとし積重ねる中に起臥するゆゑ之を  
見ると土芥のごとし世間貧窮なる者を見れば彼は何ゆゑ此の如  
く困るぞと思ふとあるべし主家の金銀の元來我ものにはあらざ  
れど平生金銀を手にふる、との多きゆゑ自然之を輕蔑するの念  
を起すなり氣位のみ高尚なりても我ふどころに金銀なければ何  
の用をか爲さん譬奉公を勤めあげ我家に歸らても金銀を輕蔑す  
るの心の失ざるうちは萬事大マカに流れ迎も身代を起すことは  
難かるへし

○金貸會社役員の懐むべき一事

金貸會社に居れば八圓か十圓の月給しか賞はぬものふても世間



にて信用するものなり故に知らず識らず傲慢に流れ會社の金を貸に我金でも貸如き顔色を爲すものあり然と借るものは上手を使ねば借られる金も外れるとあるも内々進物などを使ひて頼めば益々増長し其間を旨く周旋して周旋料とは名付ざるも勤へまはりて百圓出來た金なれば十圓貸など云ふものありとか金貸會社の役員に月給の割合より金遣ひの荒くして身形なども立派やかになすものあるは多く此の手段に由るとぞ人間一生何時ものしる旨き商法のとい無きものゆる成べく律儀につとめ人に厭られぬやう心掛るが專一ぞかし

○陰徳と積徳の事

陰徳とは凡て善事を爲すに我のもしりて人にしらせぬやうにするを云ふなり積徳とは人のしるにも知らざるにもかまはず但善事とさへ云へば勇み進んで之を務むるを云ふ凡そ商人は國の富



貴を賛助するものと云へ我國の如き積日の宿弊により此の理を知るもの甚だ稀にて商人とさへ云へば只だ私利を營むものど心得るもの多故に世に薄命者あるとを新聞などに記載したる際諸方の陰徳家が匿名にて金錢衣類などを恵むを見てホンに世間にて正直な人もあるものよなど暗に嘲けるものあるは甚だ僻が言なり少々佛者の教に似たれど私利のみ營む慾に眼のなき人は罪亡しの爲め薄命者などに慈を與ふるは亦た世間の愛を買ふ一方便ならん

○商人の龜鑑

空手にて陶朱倚頓の富を爲さんと謀るものあり之を山師といふ山師の手段とてあながち悪き策のみにあらず隨ふん理にあたりたるものもあれど之を要するに山師と爲らば不義に陥りやすきものなり此の事につき最面白き話説の古書に見えたらば左に記



すべし

或人京都へ往き東山のあたりを見物せんと先づ祇園より清水へかけ大佛の方へ参りけるに年の比廿五六ばかりの男色あしくさかやき長く編笠を手に持ち只一人すゞと先になり跡になりて行くを見受たり左のみ病人にも見えぬに不審き風俗ぞと思たれば人なきどころにて彼人の傍により其許さまにはさえて病氣ども見参せぬに如何なれば斯くさかやきをも剃らず色あしくして歩行給ふぞと問ければ彼の男會釋して御懇なる御尋かたじけなし私し少々親共の心に違ひ親の家を出居申なり何とぞ親の機嫌のなるやうと存じそろく彼方へ参申なりと云へり此の尋し人も此の男と同年合恰の息子を持って放蕩に身を持崩し困り居るところなれば人の察しやりも善く若き男のとなれば心得違ひのなきやう異見せんものと只有傍



の水茶屋に腰打かけて偕笑止のともかな我等も其許位の悴を一人持かれど去る比より身持あしく餘程目にあまれども一子の事なれば疾追出しも致さず親のこころは何方もかわらずよくくの事なればこそ親達も怒り給ひしならん其許も若き事なれば少々の仕落仕過しはあるうちの者なれど如何やうの仕損じにや色事か勝負事か承りたしど彼の男の苦笑しつ私の仕損は左様の事にあらず去年の秋ごろ親共より身上を勘定してわたくしへ渡されしどころ随分精を出し當益前棚れろしに銀百貫目はどのばし勘定帳を親共に示したるに親共は驚きし肺にて是は夥たゞしき延金なり如何やうの事にて箇様に大儲けの出来しぞ委しく話し聞すべしと問れしゆゑ商事をすいぶん精出し其外少々市商相場にかゝり運よく是程のまうけありしと答へければ親共大に立腹し悪き仕方なり去秋ごろ身



上を渡せしとき兎角仕馴し細き商賣を大切になま相續致すやうにと申聞せしに彼様なる不實商を致し若連あしくして是ほどの銀を損毛せば先祖より代々續きし家を斷絶するの基となるへし彼様なる不所存の悴に家を渡しては先祖へ對して相濟ぬとなり勘當するどて其場にて追出され今は親類共の厄介になり居れば親類共も心配し取扱ひ詫言いたすへしと様しく申くれども私し存念に親共の立腹最も千萬の事かやうに致さるし心入の慈悲深き事言語に絶しありがたく彼様に勘氣を請し身は天道の恐れもあり月代も剃らずあやまり居申なりと語りければ尋ねし人の思と大に齟齬し親も子も世にありがたき志ざしと大に感入りしとなん

○村夫子のいましめ

近來紳士の眞似すること流行とせり金を儲けることも知らぬ癖



に黒塗の車に乗ることを覺へ女房を養ふとさへ知らずして小星るかゝへるとを考ふるもの多し是が爲に村夫子までが此の風を見習ひ東京へさへ參れば眞似が出来るものよと當もなきに出京し差向き蠟壳町か兜町に往きて少々ばかり米を買ひ人の眞似して分りもせぬに夜中飛起て天を睨と天變の兆があるから賣方に廻らねばならぬとか買方が利益だとか自分極の相場をなし其間に儲かつたから奢ると云ひ損したから焼飲だと云ひ花柳の街に入込みて華美金錢を使ふ中に掻錢木のあるでもなければ何時か空尻となり古郷の田舎でも人手に渡すもの近來太だ多きやうなり柳も蠟壳町や兜町は東京の中にて最も商法上手の集るところ可なりかしこき人が往きても多くハ鼻毛を抜れて歸るところなるに村夫子なきが世間の事情も辨へず金さへあれば儲かるものと心得て往たりとて如何で彼等が儲けさすべき



十二

彼等は損毛するもの多くあるに由てり活計を立るものぞかし親しく彼の場所に立入るもの話しに利益を得るものは損毛するものも百分一に當らずと言へば金を持もの之決して彼の場所へ立寄るべからず

○山も亦たなすべし

前二章は山商賣を爲すものを戒めたるが山とて強ち爲て悪しとのみ云ふべからず若し資本の乏しきものにて普通の商法のみを爲し五分なり一割なり極り通りの利益のみを得たらんには到底大金を儲くるわたはず何時も其もうけの衣食住の爲に費し去りて少しも餘裕なからん故も身分相應の山を爲すは妨たげなし譬へば我も百圓の資本あり一時に之を倍にせんとせば又一時に百圓を損毛するの憂あり故に其内の幾分を割て資本に充て十圓より百圓となし百圓より千圓となし段々功を積て萬金を累ぬるに



十二

あらざれば其家をとこしなへに傳ふるわたはず凡て遽に儲けたる金の亦たにはかに失なひ易きものゆゑ若我資本の不足なるとありて他人より金を借ることあるも決して分外の金を借べからず我身代の百圓と思へ二三十圓千圓の財産と思へ二三百圓と定むへし若人の金を以て大きな商法を爲ときは氣のみ太くなり所謂一六勝負も商賣をなすゆゑ自然奢侈を究むるものなり之に反して十圓より十五圓十五圓より二十圓と順に梯子を登りて次第々に出世せば自分は勿論妻子に至るまで其艱難辛苦を知るゆゑ之をありがたしと思ひ決して驕奢の心を生ずるとあるべからず假令ば身代の大ひなる家も生れたる者にして能く儉約を守るものなく金は天より降り地より湧ものにてもある如く思ひて湯水の如く遣ひ棄て先祖が幾多の辛苦艱難を嘗て造り置たる身代を一朝の煙となすもの多きがごとし自から辛苦して儲け



たるか又は之を眼のあたり見たるものにあらずんば其財産の貴きが知れぬなりもの諺さふ悪銭身につかずと云へるとあり其身にとり過分にまうけたる金の云々悪銭なれば永く持がたし故に人と我が身の程を考へて適當のまうけを爲すこと肝要ならめ決して度外れの大山を爲すことなかれ

○和合は繁昌の基

萬金の黄金貸あわらず一家の和合を貸すと或は人の云ひし語なるが至極最もの事と思はる人の家の豊なるは素よりめでたき事にしあれど平生夫婦喧嘩のみをなし動もすれば媒介人の仲裁を頼みて出るの退のと云ふ悶着の有やうにてと迎も家の繁昌を期すべからず左れば古語に天の時は地の利あ如かず地の利は人の和に如かずと云へり家内和合して見世にては商事に出精し内証にてはよく損益を考へ氣をしめて勉れば身代のれこり



よくこと水のひくきに附が如し家内に和合せずしてあしきは何處も同じとながら商事は最も必要と思ふべし

○商賣は正直を要す

賣薬烟草商等すべて印紙を貼用すべき商賣を爲す家にて其主もしくは手代が賣品を一々検査したるうへにあらざれば客に賣るべからず稼業を疎略にする家にては印紙を貼るなどの事と子僧の夜なべ仕事に任せをくゆる子僧等は坐睡まつし仕事をなし或は印紙を貼るとし或は印紙を貼も印を捺を忘れ或は印を捺すも印紙を外して捺す等のことあり主人は之を検査もせずして賣るも是思はぬ罪ををかして世間に恥をさらすことあり質商なども是と同様客より一々取を取るか又は通帳を渡しをくかせざればならぬものを往々規則に背て商賣を爲すものある由或る新聞に左の二項あり是のとき災害にかゝるは罹るべき理由ありて



かゝるなれ正直にすら商賈を爲さば如何なる悪漢も其隙を窺ふ  
あたはざるべし其の文に曰く

質商が質を取るには必らず本人より印を取るかもしくは通帳  
を渡すべき制規のよしなるが一々規則通りに行はゞ繁雜に堪  
へぬより取るものも置くものも之を等閑に付し去るの殆ど普  
通のどきありさまなるを奇貨とし黒羅紗の洋服に高帽子を  
戴きたる男が府下の各質店の前を徘徊し質入に来るものあれ  
ば其の出るを待て通帳又は印形を所持するや否やを尋問し若  
し所持せずと云はゞ住所姓名を聞て手帳に記し直に質屋に入  
りて只今何町何番地何某が質入に参たるならん何ゆゑ通帳も  
印形も持参せざるに質物をあづかりしを質屋條例は豫て承知  
し居るならん右の始末書を認め置べしと云ひすて立かへり聽  
て一時間過て又入來り書面は出來たかど問ひまだ出來ぬとか



認め中なりとか答ふれば品によりては内々取計らいんなど工  
に云ひくろめて遂に十圓、十五圓、廿圓、諸所にて詐取るも  
のあり云々  
是まで種々の悪策を構へて人を悩ましたる某も其企つると  
ば大概失敗して今は首も廻らずなりたるより今度之悪王會社  
とか品玉會社とか云へるものを設け多くの悪者之糾合して市  
中を徘徊せしめ印紙を貼用すべき物品を無印紙にて賣買する  
如きものは認め次第大ビラに掛合こもて命發すべしと脅嚇し  
先方の挨拶によりて之内濟金を取りて濟すなど言語同斷の所  
業ある由云云

○早起すべし事

諺に商ハの家は早起なれば三文の得があると云へることあり  
誰が云ひ初まことなるか能くも穿てる言といふべし夜は左まで



六十二

差つへかなき商人は早く表を閉し子僧丁稚等に讀書算術等を教ふるがよろし是も餘り夜更るまでさせては明日の差支になるべければ十二時を超べからず夜の早きは奥床まけれ朝の遅きは貧乏くさきものなり

○機を見るの肝要

近比のことなりし或る驛にて火を失せり折ふし東北の風はげしく看く二三町を焼拂へり其町ないに住居する某と呼べる材木屋は之を見て既に或家の近所まで焼來りたるにも係らず直ちに車を飛して山方に至りあらゆる材木を残りず買占め直に歸りて見れば案に違はず其驛は大概灰燼に歸し我家も共に鳥有に歸し居たれど材木の直段の一時に三倍も騰貴せしを以て某は非常の大利を博せしとぞ是は昔々紀文が江戸の大火の際火焰萬丈東西に燒廣る真中に我家の燒くるも構はず材木を買占め大利を博せし



七十二

しを其まゝ真似たるものにはあれどサア實地に臨みては容易に行ひがたき事なり一時に大利を占めんとて當もなきに物を買占めんとする山師はあれど斯る機敏立廻る山師は甚だ少なきものなり凡そ何商賣でやれ儲かるとのみはなきものにて云々損せぬが商法上手とも云ふべき世の中なれば度毎に大まうけのあるものと心得ると太だ僻ことなり一間一生一度大まうけのあるは是にて充分と心得がたく機の熟したるを見定めて手を下すべし吳々も疎略に商賣をなすべからず

○商法家の神髓

泰西の學者云へることあり曰く富を爲すに秘訣なしたゞ應にその業務に注意して一向に鋭進すべきのみ然れども茲あ一つの心得あり即ち我が爲さんとするところの事は之を爲し終るまで決して之を人お告べからずと洋の東西を問はず腦の不足なる人の



兎角無駄事を云ふものなり漢學流の教を守れば言語多きを卑め  
 西洋にては言語の多きを卑むの風なし言葉は如何ほど多しと  
 も無駄事を口走らず必川の事のみ云ひ決して差支へなき事な  
 り去りながら無駄事を口走る人は自から其無駄事たるを知らず  
 矢張必用の事と信じて曰ふ事なれば人より教を受たりとて之を  
 改むるとは難かるべし只だ我爲さんと極たることを爲しとぐる  
 までは人に話すべからずとの戒めなり

○我名を人に知らるゝを要す

我名を人に知らるゝの法種々あれど今日の世の中にては新聞の  
 廣告を假るが第一早手廻しならん譬は如何ほど商賈に勉強し物  
 品の安賣するも我名を知らずして我が勉強する割合に品物の賣  
 ぬが如し三井や大丸の如く永年引續きたる老舗すら一層勉強す  
 るかと夏物の仕入が出来たから御注文下されたしとか折々廣告



せねば客人が忘るゝものなり況て新規に商賈を始むるか餘り世  
 間にて知らぬ商賈は成べく大層らしく廣告をなすがよろしその  
 廣告文の如きと勿論意外に馬鹿々々しく人の耳目を驚かすに程  
 わらざれば効能薄し而して之を出すと度重なるに随ひ自然に大  
 繁昌の基を開くべし或る西洋の新聞に廣告の秘訣を記して曰く  
 廣告と一度や二度にて其効驗を見るべきものにあらず始て之を  
 掲ぐるや人之を瞥見するも熟視せず二度目には人之に注目せず  
 三度目にて人其廣告の新聞紙に存在するを覺知す四度目には世  
 人曾て之を見たることを幽に思ひ出す五度いづれば人初て之を  
 讀む六度にして人其廣告を見て鼻を背く七度人至りて之を通  
 讀してア、五月蠅と叫ぶ八度目にはア、又例の面倒臭きものが  
 出て居るなといふ九度に至りて彼少しく其物の價直あるや否や  
 を疑ふ十度及びて彼其隣人に之を買て馳したるや否やを問ん



十三

とを思ひ立つ十一度に及び廣告者へ如何して廣告料を拂ふやと  
疑ふ十二度にして人其廣告されし品物の萬皿でなきことを思ふ  
十三度にいたり是は屹度善に相違なきことを信ト十四度目おれ  
よび此物之久しく己れの欲と思ひ居たる物なることを思ひいた  
ま十五度めにわがあらば之を購求せんとを思ひ立つ十六度に至  
り其品を賣捌所を手帳に書留む十七度に及び之を買へき餘金  
なきを恨む十八度に及よび彼れ其己れの貧困なるを怒る十九度  
に及び彼其餘金をこまやかに計算す第二十度目にいたりて彼れ  
其品を實見して之を購ひ且つ其細君及び朋友親類にも之を買ん  
ことを勸む故に新聞紙に廣告とるものは期日を定めて數回之を  
廣告するを要すと

○信用を買ふべき事

名は實の賓と云へき名實共に信用を得ると願ふるかたきとにて



一十三

前章に記したるが如く世間に名を知らしむるは廣告に如くもの  
なけれき名前のみ賣たりとて夫にて直に信用を得るととチト愛  
合がたし己に何屋何兵衛が何區何町にあるとは全國到るところ  
苟くも新聞を讀人だけは知りたれど此の商人が果して正直なる  
商賣を爲す人なるか否に至りては未だ知らざるものと謂ふべし  
如何に名を世間に吹聴したりとて其實なる品物にきて信用の置  
けぬものならんには其名を賣る爲に費したる廣告料は到底無効  
に屬するとあるゆゑ此には品物の信用を受べき手段を勉めず  
が肝要ならん然らば品物の信用を受る手段は如何にせば宜しか  
らん一文の掛引もなす確かなる品物を正直に商ふの外策のな  
きものと覺悟すべし

○六ツのいましめ

人の此の世に處するに最も用慎すべき事六ツあり是は一般人戒



めにして強ち商人にかぎりま事あらず去れど多くの金を儲け  
 富貴に暮さんどの望みある人には殊に必要なれば左に記すべし  
 一官にありて曲り職を失なふとき悔  
 一富るとき儉約を用ひず貧になりて悔  
 一藝を學ばず勤にいたりて悔  
 一見と學ぶことを學ばずえて用ゆるるときに悔  
 一酔後の狂言醒て後悔  
 一常あ不養生にして病るときに悔

○奴隸心を絶つべき事

奴隸とはヤツコといふとなり語をかへて云はゞ人に使はるゝ人  
 なり人に使はるゝと以ふと甚だ好しからぬとにて人間に生れ  
 たる甲斐には使これずして使ふ身分になり度ものなり去りなが  
 ら此の世に使ふ人と使はるゝ人のあるゆゑに立行ものにて若し



使ふ人のみか若くは使はるゝ人のみにてい逆も社會の成立ぬも  
 のなり故に使はるゝ人のあるい決して無理ならとなれば同じ使  
 はるゝ人の中にも高下わり天皇陛下に仕ふまつる大臣あれば大  
 臣に使はるゝ、以下の勅奏任官あり勅奏任官に使はるゝ屬官あれ  
 ば屬官に使はるゝ、小使給仕あり之を男らしく論すれば百圓の屬  
 官と成んよりは寧ろ五圓の課長となれよ銀行の手代とならんよ  
 りと寧ろ土方の親方となれよとも云ふべきところなれど左まで  
 には及ばず只だ商家の番頭などの中に一生御奉公を勤めますな  
 ど云ふものあり死ぬまで人の奴隸となりて甘んずるが如きは實  
 に歎きても猶あまりあるものと以ふべし若し人に去て彼様なる  
 了簡を持たらんには立身出世などの事は思ひも寄らず寧ろ人間  
 商賣を止るゝ如ざるべし

○手代小厮を使ふ心得



手代小厮に用事を命ずるに碌々事柄を托しへず聞返せば眼を怒らして其位の事は分りさうなものだと奴鳴附る人あり這は甚だ心得違ひなり我が命ずる用事ハ我は能く承知し居るゆゑ分りさうなものと思へど命せらるゝ手代小厮ハ其のとき甫めて聞く用事ゆゑ能く教へて貫はねば分らぬなり殊に性質愚鈍になる者に至りては再三繰返して云ひ聞さねば呑込ぬものにて譬へば前夜云いつけ置たることも翌朝にいたり更ためて申附けねば忘るゝが如き遠方へ使にやるときなぞハ其要領をつまみ書つけてやるがよろし

○ 家の掃除を清潔にすべし

身代の潰れかゝり去家を形容して門前雀羅を張るといふ繁昌であるほど家も掃除も能く行届きて何となく勢ひよく見ゆれど追々まはる身代に限り店頭の檐下に蜘蛛が巢などかくるものなり左



れば主人は毎朝掃除の済みし跡を廻り見て不行届きの場所ならば掃除を仕直さしむべし是も商賣の一秘訣と心得決して怠るべからず

○ 食物之上下分つべからず

或る地方に大百姓あり平生二三十人の作男を使へり然るに此の家的主人有名の客齋家にて上下の食物を分ち家内のものと米の飯を食へども雇人には粟飯を食はしめたり其うへ極めて口喧ましく一日作男の某が鉢巻をせしまゝ食事を爲し居たるを見て眼に角立て其方は行儀を知らぬか鉢巻して食事するとは不埒な奴ぢやと叱りつけければ某と呵々と打笑ひ粟飯などを食に鉢巻を外すが當然なれば米の飯を食ふに之犢鼻褌まで外さるべからざるかと云ひしとかや後間もなく此の家と産をやぶり昨今は一人の雇人だも置くあたはざるまでに貧究したりと是と只だ



客番にて雇人を慫むの心なきゆゑ雇人等も實際主人の爲を思ふて仕事するもの一人もなく常に影日向のみ爲すゆゑ遂に身体の潰れたるなり是につけても食物などの高下を分つと太だよろしからずと知るべし

○臺所の細則

- 一家の經濟の臺所にありとて或書に左の十餘ヶ條を載せたり
- 一消炭は炭を補ふべきの効用あり且いそぎの用に適するはこれに勝ることなし徒らに燒棄て灰とならむることなかれ
- 一蠟燭と鼠に咬まれざるやう貯へ置べし又これを火鉢の抽斗に入れぬくはよろしからず必ず火熱を避よ
- 一砥石は低きところにぬく可し棚に上るときと落ちて破壊るゝ恐れあり又これを鎖樋のかわりとなすと以ての外の事なり
- 一雨後にはかならず傘をひろげて乾す可し濡れたるまゝすば



- めて横になしぬくは破損のもとなり
- 一又雨後には足駄並小前沓の泥をも洗ねとして日に乾す可しかくせざれば一足のところを二足も買とざれば用をなさず
- 一桶類はたとひ洗ひたりとて日に晒す可からず破落々々に破壊るゝものなり
- 一手拭雑巾の類の濡れたるまゝを棄れぬ可からず保ち方太だ悪し
- 一火鉢の火のかならず叮嚀に埋ねく可し火をつぎばなしにして鐵瓶の湯の沸溢るゝを知らざるは不注意の至りなり
- 一臺所には上草履を備ふ可しこれと欠くときは疊の汚るゝ憂あり
- 一拂糞子之時々紙と取換る可し中の竹をあらはすとき障子の紙を破りやすし



一漆器に水をいれおく可からず漆のはなるしものなり又洗ふ  
 として水に長くつけおくもよろしからず  
 一飯桶の蓋をとりげなしにそ可からず夏は箔蓋を用ふるをよ  
 しとす木蓋に穴をあけて氣をぬく猫や鼠に大饗應をなす  
 ものなり

○仕逐るまでは困難あり

金まうけに取かしらんとせば先づ取かしらぬ前に幾度も思案し  
 てこしるに能務つきたるるとき事を極めてつとむ可し仕かりて  
 い少し間違ふとも中途にてい止ぬがよし腰のすはらぬ事は成就  
 せぬものなり善悪ともに中途にて頗るこまるとありたとへば高  
 き峯にいたるには麓より坂をのぼる苦みあるがごとし甫より能  
 考へて退屈せぬやうに得と心を定て勤む可し古語に一年の謀  
 は元日にあり一月の謀は朔日にあり一日の謀はかりごとと鶏鳴

にありどかや

○息子のいましめ

徳川の天下は二代三代が皆な名将ゆゑ三百年の永きをたもち豊  
 臣の天下と秀頼が愚將なるばかりにて二代を保つあたはず商人  
 の家とても是とれなじく一代にて富をなしたる家は何分根が固  
 まらぬゆゑ餘程世繼に善き子の出来ぬときは忽ち瓦解するもの  
 なり是と親父が艱難辛苦して金をまうけたときは旭日の東天に  
 昇るが如く日一日に身代の宜くなる最中ゆゑ息子も世間の小供  
 と違ひ知らず識らず贅澤に育てあげ充分あまやのすゆる生長の  
 後も其癖が失はず身代をもづり受けても之を維持するあたはざるな  
 り此の場合にあたりては第一には親が注意し第二には其の子が  
 自から戒めざる可からず

○始中終の分解





一始とは元祖の人僅の資本にて晝夜精出之家業を大事にかせざ  
 運もよく損もなく實跡あ一生勤めて立身するを云ふなり是は  
 太だ稀なる立身なれば油断なく家業を太切に之得意の氣に入  
 り家内者に情をかけ世帯方萬事に始末して氣をつけ金銀を大  
 切にすれば一人の工夫にて出来るゆゑ心易きことなり  
 一中とは年老す息子に世を渡之隱居するときは云ふ自分は年寄  
 て若きときの如く働けもせず親の育てた息子なれどやさしき  
 孝行者のとはあらず親の代は頗る苦しかりしも子の代に之金  
 銀に不足を感せぬゆゑ家業萬端親の大切に思ふ十分一にも思  
 とす去れば親が如何ほかに思ふとも最早子に渡したる身代は  
 我が一存にて左右することあたはざれば中が一番むづかしき  
 ときなり世の息子達ハ此のどころを辨へて親に心配をかくべ  
 からず



一終と三代目孫へ渡すときなり二代目の人大切に元祖の掟を守  
 り親の代のとほり能くつとめ三代目の孫へは親より請取し身  
 代よりは少くも一割位の殖して渡すが當然なり我隱居料は此  
 の外に除け後孫の世話にならぬやう用意すへし元祖のと  
 きは資本も得意も家督もなしに稼出し二代目は資本得意家督  
 家屋敷代物金銀もある丈け請取しゆゑ金銀を大切に之正直に  
 商賣をばばと始末儉約を守り榮耀奢侈をなさざれば立身の足  
 早くして勉めずして大分限となるへし二代目より三代目へ  
 身代を渡すには成へく一人の子に渡すへからず三人にても四  
 人にてても子のあるたけ幾株にも分けて與ふべし若し一所に纏  
 めて渡すときは其者が一人にて遣ひ棄るか左なくば其中に不  
 仕合の一あるときは助くるをあたふまじ  
 世の人々は右始中終の三項を記臆之置ば庶幾くは大誤なからん



二十四

○安物を買ふべからず

諺に安物買の銭失なひと云ふをあり安きもの心ならず品悪ければなり若夫安きものにて品善きものあれば盗物か又は不正物と知るべし天下諸物の價は就れの土地にいたるも大低れなじきものなり法にはづれて下直の物は何處にか不思議の事なれば相適ぬ道理なり是に心附す濫に買入るゝは畢竟貪欲の念よりこれることにて後には却は大損をなるべし大慾は無慾に似たりと云ふ此事をや云ふならめ

○身代を起さ人の心入れ

一代に金持になりたる某の話を開ふ此商人は最初大坂の人に生家にて散々放蕩を盡し家に居られねば失踪して江戸に來りたり何か身を立つる道を求めんと馬喰町の旅店につきたる際は懷中に僅か二朱銀一個しかなかりし知らぬ土地に來りて資本の



三十四

なき事なれば其心細さ云いん方なく餘儀なく其趣を旅店の主人に告げ何か取りつく鳥もあらば周施吳よと頼みたるお主人も早速承知し日ならずして群臺の代書人に世話せり某は痛く其の厚意を謝し是より此の旅店に寄宿して日々群臺に通ひ怠たらず勤めしかば頼人の受もよく此度の代書人は叮嚀にて信切どの評判立しゆ余分のまうけもあり僅かばかりの辨當料さへ儉約して持歸りポツ／＼と旅店の主人へ預けたる金は其の暮までに積で三兩二分計りになりたりき某は困苦せし甲斐ありしと心の中に喜こびつゝ攻ては正月衣にても新調んと右の預金の中を少計り返さ吳よと頼みしに主人の其金を遣ひ返しと覺して兎角言語を左右に托して返し呉れざれば遂に衣物もこしらへず其の年を越にけり某は心中主人の不人情を怒りたれども最初厄介になりたる恩あればあへて怒を口に出さず泣寝入となりて其まゝに



四十四

せしが餘りの事残念に堪へざれば其家を断りて寄宿を換へたるに主人我非は棚にあげねきて某の事をあしさまに云ひふらし竟に群臺をしくじらせければ某は再び頼も少なき身となり詮方なきまじりピー／＼風車を一朱だけけ入之を麥殻おさして兩國回向院地内に持行き子供を相手に糊口の代をまうけんとせしも馴ぬ業ゆゑピー／＼や風車と呼ばはる聲の出ざれば終日經ちて僅か三本の商ひをなせり某もつく／＼呆れ果て迎も此様な事は商賣にならぬゆゑ止むるに如じと歸りがけ兩國橋の上より件のピー／＼風車を殘らず投込たり是より悄悄として止宿にかへり一夜考へたれど別段善き商法も思ひつかねば二三日あそぶうち早や宿料にさへ差支へ來まかば今は詮方なく紙屑拾ひとなり籠を肩にかけ面をつゝみむさくろまき衣類を纏ひて長き箸を持ち早朝より市中を歩いて人の棄て汚紙を拾ふ身となりしときは心柄



五十四

どの言ひながら其のかなしさを譬ふるに物なく無て數月を經るうち或る夜木挽町に出火あり折ふし北風はげしく數十戸を延焼せまか其中に砥石問屋ありて燐砥石の山の如く積かさねあるも棄場にこまるやうすを見て某の其主人に請ひ焼砥石一車ばかり貰ひ來りて其夜銀坐頭街へ露店を出しゝがまた賣るか賣ざるか判然もせぬに蠟燭など買ひ資本をかけてとつまらぬゆゑ近邊の點火をかりて賣る場所をえらみけり斯て砥石の大安賣／＼と呼はりけれぬ忽ち人の集り來りて二三本賣まゆゑ早速其の錢にて薩摩蠟燭を買求之を點して賣けるに僅かの間に數十本を賣盡しゝにそ某は大によろこび其翌々後晩と二夜店を出せまに一車の砥石を殘らず賣盡し思ひかげなき金をまうけり某は之を資本に屑拾ひを止め紙屑買となり日々市中を屑イ屑やで御坐いと歩さしに是も運よく幾何づしか利益を得て程なく班まりし資本



六十四

の出来ければ屑買を止めて今度は古鐵買となりけり此の時まで  
つまらぬ旅店に止宿し居まが入費も餘分にかしり萬事心にまか  
せねば甫めて芝の金杉論の近所へ裏長屋をかりて世帯を持ってり  
斯る苦る中にてても夜具蒲團など損料をかりては大ひなる損ゆえ  
一分二朱にて一組買求め疊も一人者なれば多くは無駄なりとて  
古疊二枚買求めて六疊敷の真中へ敷き便所へ往く道と流し元へ  
往く道とへは古澁紙を敷き既足にて歩けるやうあなし其外の所  
は上にてても下にてても下駄にて歩けり斯く儉約の上にも儉約を加  
へて世帯を持ち日々勉強するうち別段物入の事とてなかりけれ  
ば利益の金と残る計り思ひの外多くの資本金の手にあまりける  
此のとき恰も維新變革のときあ方り古道具の如きは只も同様二  
束三文にて金を出してと買人なき程の有様なりしかば某は此處  
どと奮發えて手一杯に買占め程なく世の無事に治りまを見て賣



七十四

出しければ以前一兩にて買込しものは十五兩にもなり凡そ十五  
倍より二十倍もまうかりければ某は是にて始めて身代を起し猶  
追々種々の辛苦を嘗めてついに或る華族の出入町人となり又も  
多くの利益を得て今にては數萬圓の身代となり覇を煉瓦街頭に  
占むるに至れり  
編者曰く此の人が我が女に聲を取りし事に付一段の佳話あり  
此の家に十名あまりの番頭丁稚ある中に一番管頭の某と二番  
管頭の某はいづれも白雲頭の比より此の家に奉公するものに  
て所謂る白鼠の忠義者なれば主人は二人いづれかを我女の聲  
にせんものど日來兩人の舉動に目を注ぎ居たるが孰れを兄と  
しがかく双方實直にて一點の瑕瑾なければ主人も擇びかたに  
困却し如何はせんと思案に暮る折から或日所用ありて一番番  
頭を堀留邊に使にやり己もまた用事の出来し爲め後より家を



出で途中にてハヌと番頭に往逢ひたり不圖番頭の様子を見れば甲斐絹張りの蝙蝠傘を携へ疊附の駒下駄を穿居たり家則正しき商家の事なれば平素店の者には天竺木綿の蝙蝠傘の外は持せず皮桐の下駄にあらざれば穿せぬ規則なるに彼様なる容態して得意先を廻るとは不都合と思ひたれど途中の事なれば咎めもせず別れたり主人は日來實直と思ひ居たる一番番頭の此の始末を見てはじめて人の容易に信ず可からざるとを悟り此の男を我が養子となすの念を断てり其後二番番頭も斯る食せものにはあらざるかど種々と試験したれど此の者と全く實直に相逢無れば程なく我が養子となせり今現に家に在り父より受取し商賣を營なみ家ますく榮へゆく偏に主人が養子を選ぶに意を用ひしに由るなり

○利に迷ふなかれ



凡そ金まうけはど大切にして仕にくき事はなく損はど仕やすきことはなし去れば我が手に持し金と容易にはなして人の手に渡す可からず殊に今日の如く世が澆季になりては人の物は我がもの借だ金は貰ひまど一般に心得容易に返さぬ人多し然るに世おは迂濶なる人あり爪に火を點すごとくして造りたる大事の金の銀を僅かの利足お迷ひて當にもならぬ人に貸つくるあり平生は遊ばせる不用の金も多人に貸して幾何か利を生まざるが上策と考ふるなるべしといへどもイザ此の品物を一手に買占なば十倍の利益あるべしと思ふとき急に取立んとするも能はず着々大利を入手に得らるゝとあるべし少し利ば易くとも堅き身代の家か若くは信用のある銀行又と驛遞局へ預金となさば何時にても運轉するを得べく且つ貸倒れとなる憂ひもなくして至極便利なるべし



○金と貸附る法則

金の貴きことは前にも説ける如くなるが金を貸すに法則あり曰く利足の好き金を貸すべからざる事曰く證書を取りて金を貸すべからざる事等なり凡そ金の利足は天下百般の利益と權衡を同ふするものなり無闇に高き金を借りて運轉せんには如何なる商法をなすとも其利益と金の利足と相償はぬ道理なり然るに強て高利の金を借るは最初より返さぬ氣か返す氣にても間違て返えがたきときは返さぬ覺悟に相違なきなり彼様な當にならぬ金は貸ぬが却て増なるべし又金を貸に證書を取るべからざる事とは證書は元と一個人の證書にして公債證書とは異なるなり負債主が若し返せぬと云はゞ身代限りをさする外は取る手段なかるべし去れば證書はあるも無きも同様のものも己に證書を取らねば不安心と思ふ人ふと最初より貸ぬがよろし金を貸えて取らんと



ならば證書なき書せずとも返すべまと思ひたる人に貸すべし返すも返さざるも其の事には構はずといふが如き無慾の人は予の知るところにわらまかし

○利あるものには損あることを覺悟せよ

利害の伴仲なふは音に商賣のみにあらされど其の中にも金錢を多く取扱ふ人への殊に損益のとげしきものなり不心得なる商人は商賣さへしれば必らずまふかるものと思ふゆゑ少しばかり損毛しても鬼の首でも取られたるを驚かす如何またなれば此の損毛の取返えが出来るならんと種々に心を迷とすゆゑ遂には爲る事なすと皆ないすかの嘴と嘴違ひて身代をも傾くるに至るなり去れば商賣なるものは利あるのかいりには必らず損もあるものと最初より深く戒心して取のしると肝要なり儲已に損なるとを發明したる以上のまた之を取返す工夫なかるべからず其の工夫



二十五

他にあらず極めて簡便なる一法あるのみ其の法は此の品物につきては損をなしたりと思ふか又は此のまゝ持行は損となるへしと心づきし時の速かに其の損毛高の見込を立てたとへはその損か千圓なれば其の事と抛ちて外に二千圓まうかるへき見込の事に手をかへて働くべし（商賣換をきるにあらず其の組織を換へるのみ）かくの如くなさば初めお千圓の損をなしたるを取かへして尙ほ千圓のあまり金ありまかるお前の千圓の損をなまたるを残念なりとて又も同じ組織の商法をなし跡の二千圓のまうけに心つかざるときは取返しをつかぬのみならず益々損に損をかさね身代に大な穴をあくるお至るべしよく注意すべきことになん

○危きに近よるべからず  
古語に危きにちかよるべからずと云ふ事あり這はずこぶる意味



三十五

ふかきとて商人が若し此のいましめを誤解して彼も危し此もあやふしとして物事ひかへめにのみなさは決して大まうけのなきものなり諺に虎穴に入らずんば虎兒を得ずといふが如く少しは危きことをも爲さざれば面白ろきまうけあらざるべし然るを古人が斯く戒しめ給ひしは彼の天を睨み陽氣をうかゞひて相場などをなし目的にもならぬとを目的にして代物を買入るが如き山師をこらさんが爲めの策のみ天變地異は仁智の容易にはかり知るべからざるものなればウカと彼様のことを信ずべからず

○交際も時によるべし  
交際だから餘儀ないといへば餘儀ない次第なれど藝妓買や女郎買の交際はあまり感心せぬなり凡そ藝妓や女郎おは恐ろしき手練手管なるものありて巧に人を迷はし家藏までも失はしむるとあり殊に男を迷すに程有て何處となく愛嬌を持ち女房のブツテ



四十五

ウ面よりは數等立上るを常とする也へ一度にて止めんとするも何分思ひきれずしてツイ裏を返し裏が三度三度が四度と通ふうちにて何時か夢中になりて無宿となる種を蒔に至る交際はよけれど夫が爲め宿なしになりては割合お常らぬ話しならずや是こそ危ふきに近寄る可からず

○身代わしき時の事を忘る可からず

喉下すぎて熱さを忘るゝは凡人の免かる可からざる情なれど此等の以ましめは常に注意して成る可く忘れぬ様にす可し商人なごが此の戒めを忘れ少し身代が善くなりしとて奢侈の心を生ずるときは忽ち後もどりして元の困究に陥り臍を咬むことある可し其の身代をつくるは猶ほ坂に車を押すごとく油断をすれば何時かまた元にかへるものとか謹しむ可し戒む可し

○光陰は鉄砲玉の如し



五十五

明日ありと思ふこゝろの位ざくら夜半にあらしの吹かぬものは今日は無駄にくらししもまだ明日がある明日をすこしても明後日があると思ふうちに何時か我が頭に霜をいたゞくものなり諺に光陰は矢のごとしといふとあれど追々人智ひらけ人の運動のはげしくなるに随がひ光陰もまた矢より一層早く過ぎゆきて恰も鐵砲玉の如し金まうけんと思ふ人此等のもとにも注意す可し一年は僅か三百六十五日一日に一圓づゝまうけても一年三百六十五圓十年にて三千六百五十圓にすぎず壹萬圓の身代をつくるに中々以て容易のことにあらず光陰去て再びかへらず側眼もふらず働く可し

○無用の品を買ふ可あらず

露店などひやかま名も分らぬ物を買來りて餘り易きゆゑ手に入れたが何だらうと人に見せる人あり如何ほど直段が安くとも何



六十五

だが分らぬ品物の到底無用の品物なる可し無用の品物は代價にかゝらぬ高きものを知り決まて買ふ可かたず是は金まうけんと思ふ人の最も用心す可きとなり

○權謀は金まうけの極意

權謀とか術數かと云へる語は道德世界にはきはえて厭ふ可き事なれど商人仲間にて最も必要のことぞかし斯く云ふも商人仲間にては道德を奉せぬも措ひなしと言ふ義にあらす相互の間の交際等には無論道德上の義理を根據とせざるべからず然ども商法は固と金をまうける爲になす業なれば随分氣をしづめ意を用ひて權謀術策をめぐらざるべからず若し商人にして權謀術策を用ひず正直正名に是は元直が幾何で御座れば一割儲けては賣申ままをど一々仕入帳をひろげて商賣きたらんには萬事都合あまきのみならず其まうけは何時も同じことにて決して非常の大金



七十五

をまうくる能はざるべし故に仕入帳は深く秘免れきて決して客に示すべからず場合によりては知らぬ顔にて二割も三割もまうけ客に向ひては是は元價が切れますとかマッタ二分しかまうかりませんとか正直らしく法螺を吹飛すべし

○法螺のふき方

商人は損をしながら藏を立とは川柳とか云へる書に見ゆる由是は最も千萬のことなり時の相場にかなひさへすれば如何程まうけるも差支なしたとへば二マ子木綿一反七十五錢にて仕入たるも俄かに相場騰貴して一圓五十錢となりしを其直段お賣らば九倍まうかるなれども道德に問ふて少も恥ることなきがごとし去りながらメン入りの品物を絹なごも賣附るは太たよろしからず七拾五錢あて仕入たる二マ子木綿を一圓五拾錢に賣り五分しかまうからぬとシラバクルも同様法螺には相違なけれど其間に



大ひなる區別あることを承知してあきなひす可し

○相談の必用

我こゝろにて利方よき事と思ふも事慣たる人に一應相談し其人  
がわしと云ふと更にまた二三人に相談すべし二三人の人残ら  
ずわしと云ふは断念するがよろし利方はよくとも世上の氣に  
かなわぬ事に首尾とものはぬものなり

○人氣を知るが肝要

世上の氣にかなはぬことの首尾とものはぬは前章の如し左れば  
苟めにも商人たるものは我賣品の人氣を聞とを忽にすべから  
ず先づ第一には毎日市場に出て相場の高トを聞こと肝要なり第  
二我が賣品の評判よきか悪きか高きかやすきかを聞要す凡そ  
髮結床に往きても浴家にゆきても衆人のはなしに耳を敬て聞  
さだめ若し利益となるべきことあらば烈風雷雨をも厭はず直に



馳ゆきて取引すべし萬人の欲しとて望の金なれば尋常一般の  
ことにては手に入らぬものと知る可し

○理外の理

已に賣渡したる品物は買た人のものにて受取し代金は賣た人の  
ものなり假令買人が誤つて其場にて破損するも賣人にては損毛  
する理なく買人あ之を辨賞す可き義務あることは普通の道理な  
り去りながら商家には此に理外の理あり理屈をほりに行はぬが  
よろし彼様な場合には直にその代りとして新に成るじ物を與ふ  
可しこれを一旦賣りて代金まで済みし品なれば我において關す  
可き事に在らずとて知らぬ顔にて氣の毒なりとさへい入さる  
ときは刻薄鄙吝なりとて買人はこれを恨むゆゑ自然とその店は  
客足を絶つにいたる可し是に反してこゝろよく我より代りの品  
を與ふときは買人その厚意を服してその後之決して他店へも



十六

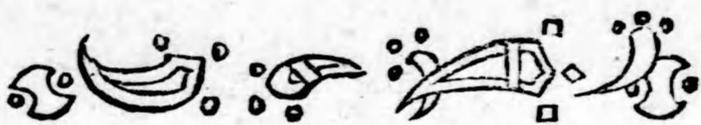
かず人にもず、めて其の店へ來らしむるゆる商業日々に繁昌そ  
 ると受合なり事言に損をえて得を取るとは此の事をや云ふ成め  
 ○ 錢あるが故に貴からず  
 錢なきものを輕蔑するは凡人の常なるが錢なしと云つて決して  
 人を侮る可からず今その例をあげんと顔淵は簞食瓢飲したり  
 莊周は粟を借らんとしてその身を枯魚に擬したり東方朔は苦餓  
 して死せんとせり太史公は罪を賄ふ爲の賂金なくして腐刑に就  
 き東郭先生は雪中を行くとさ足指盡くあらこれたりと云ひ王章  
 は病で被云く牛衣の中に臥入たりと云ひ郭林宗と衣一幅を以て  
 出入に用ひての前をまもり出ては後を掩ひ孫震の藁一束を以て  
 暮に臥し旦には卷きたりと云ふ以上いづれも古への賢人君子  
 と稱へられし人なれども其の貧窮此のごとし貧乏なる人にも隨  
 分役に立つ人なれば己れ錢ありと云て人を輕蔑するなかれ



一十六

○ 金銭の用ひかた五則

抑も金銭と我が望みを果す可き器械なり何程之をまうけたりと  
 て我が望みを達せずして金銭を弗箱に秘め置き外に出すことな  
 ければ無きも同様貪者となんぞ擇ばん故に兼好法師の徒然草に  
 記して曰く抑も人は所願を成就せんがために財を求む錢を財と  
 することば願を適ふるが故なり所願あれどもかなへず錢あれど  
 も用ひざらんにと全く貧者と同じ何をか樂とせんやと世の守  
 錢奴者流はよく此の言を味へよかし  
 晋の魯褒の錢神論に曰く親愛兄の如し字を孔方と曰ふ之を夫へ  
 は則ち貧弱之を得れば則ち富強翼なくして飛び足なくして走り  
 嚴毅の顔を解き發さがたきの口を開き錢多きものは前に處り錢  
 少なりものは後に居る  
 アリストートル曰く貨幣を以て貨幣を得るは貨幣を用ふるもの



主意に非ず

ラウリンス曰く金を金として一の欠乏を満すことなく又一の目的に報るとなし之を食ふ可からず之を飲む可からず之を衣る可からず  
ヒウム曰く金は商賣の車にあらざれば車をして轉じ易からしむるの油なりと

○金まうけ心得三十則

- 一 左の三十條は或る書に見へたるが金をまうけんとするもの、皆な心得ぬ可きとなれば轉載して其要領を示す可し
- 一 光陰は金なり一分一秒もかろんずるとなかれ
- 一 時行の衣服を入よりも先に着るに身代限の招牌なりと知る可し
- 一 信義をかたくせざれば長く家産を保つ能はず



一 百万圓の身代となるも壹圓の身代のとときの事を忘るゝなかれ

- 一 無益の事なりと思ひ、決して財囊の口を開くことなかれ
- 一 家産と壹厘壹毛をゆるかせにするより破るゝものを知る可し
- 一 吝嗇と節儉とを誤りて人に譏られまじとて遣ふまじきところに金を費すとなかれ
- 一 節儉を守らんよりはむしろ奢侈の心を禁せよ
- 一 一人に依頼するの心は家産を亡ぼすの劍なりと思ふ可し
- 一 馬車に乗らるゝ身代ならば人力車に乗り人力車に乗らるゝ身分ならば歩く可し
- 一 遊興をすゝむる人ならば馬鹿と笑はれ頑固と嘲らるゝも決して交際ふ可からず
- 一 意を得てよろこぶ可からず



- 一己の嫌ふ所を先にし己の好むところを後にするは禍ひを轉じて福と爲の妙法なり
- 一富たりとも妾を貯ふことなかれ
- 一福はすべて酒と色より來るものと知る可し
- 一衛生に益ありと唱へて滋食にもなうざる美食る貧ることなかれ
- 一山師には一圓の金をも貸すとなかれ己を得ざればこれを與へよ
- 一利を思はんよりは寧ろ費を省へ可し
- 一貨幣を佛匣の底に腐らす可からず運轉して利を生ずことを考ふ可し
- 一家産は預物となして己が物と思ふなかれ
- 一浪費は總のことしよく家産と身とを磨滅すものなり其銳利を



- 一選ふせしむるなかれ
- 一酒食の友を近つくることなかれ
- 一賞牌は得かたき身代限の牌は貼やす志
- 一如何に價やすきとて無用の品の品に畢竟高きものと知る可し
- 一玩物の金を失ひおはせて志を失ふ種なり
- 一我よく金を儲くるに長たりと誇るなかれ誇る心の生ずる時は則ち失はんとするの時なり
- 一破産の臺所の隅より起る
- 一金錢を他人なり金權と女房の假にも人に貸すなかれ
- 一人若きとき困苦せし事ありて修身これを忘るをなれば再び困苦なる可しと雖も喉元過ぎて熱を忘るるときは第二の困苦忽ち來るべし
- 一禍なきとき禍を慮ればついに禍なかる可し



○ 經濟學の解あかし十則

セニアル氏曰く經濟學の富の本体と富を生じし富を分つとの學なり

マツカロツク氏曰く相易ふるの價ありて人の欠く可からざる有用に於て且心志をよろこばしむ可き物を造出す方法の學なり

ボウエトリー氏曰く交易の學なり

ミル氏曰く人性自然の定法にわたる上に就て富を生ずると之を分つことを説く學なり

ストルツ氏曰く國を盛んにするの定法を説述して則ち之を富し之を化ずるの學なり

シスレンチ氏曰く政府の職務中人を安全に生活せしむる一事を講ずる學なり

セイ氏曰く世間衆庶の情態と本業とを講究する諸説をわづめて



大成したる學なり

ライレー氏曰く人をしてよく其の本業をつと免以て身を立て同類と相ともに和合戮力せまむるの學なり

マクレヲッド氏曰く交易す可き其の比例を立つる法の學なり

○ 金の遣ひ方

己に金をまうける事を知らば之を遣ふことを知らざる可からず然れど一圓の金を一圓につかひ十圓の金を十圓につかふと誰も爲す業にて別段工夫せざるも出来ることなり故に一圓の金を十圓に使ひ十圓の金を百圓につかふことを工夫せざる可からず(價金)では無い先其の法は他にあらず最初十圓の金を遣ひて酒食をなさんと思ふときは暫らく之を延し置て其金を資本にミシく働き竟に百十圓の金を積む可し其中十圓の資本を引去り百

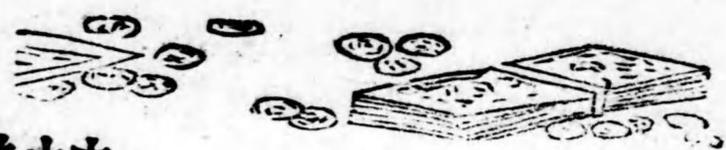


八十六

圓を遣はゞその快樂は最初遣はんどせし十圓の十倍なれば面白味もまた十倍なる可し且つそれにも元金に瑕瑾がつかずして手お残り居るゆゑ其愉快のつまりフイにて買ひしものと謂ふ可し凡て金を遣ふには此の理に基きてシミタレなる遣方を止免一度に多くつかふ可し諺さに生た金を遣ふといこのことを云ふなり

○糟粕を嘗むる勿れ

或人は一事を企て一業を起さんとせば必ずまづ他人の所爲を見て後之を行ふ可し  
人がその事をなして充分なる成績ありて且つ利益を得たるならば我また之を行ふも差支なしと説たれどこれはチト間違の理論のやうに思はる一旦他人が行ふて利益を得たる事業と決してあしき事業にあらざる可し去りながら己に他人がまうけたる空



九十六

なりては恰も米麥の實を取除て糟粕は嘗たくなきものなり世人が人の真似するものを指て智慧なし猿といふは人間に似て非なるがゆゑなり一步を退き商人は錢をまうけんとて稼ぐなれば好し人間に似て非なるものと譏らるるも我が善と思ふ事は真似もす可し糟粕も嘗可しとするも元來人の真似は十が九分九厘まで當らぬものなり譬ば馬琴翁の八犬傳が澤山賣たから其真似をして八犬傳に似寄たるものを作らんとて十犬傳を賣出したりとて賣ざると一般十犬傳にして若し八犬傳に十倍も能く出来たれば兎も角も文法の結構も同様のものならんにと誰かまた之を讀んや凡百の商賣みな此の道理に出るものなれば世間の人氣を觀るは善けれど其の人氣立たる商賣を真似るなかれ  
○盛なるものは己に衰へたるものと知る可し  
人の糟粕を嘗むべからざるとは前章に記載することくなるが夫



につき金儲けんに心掛る者の常に注意すべき一事あり、開は他に  
 ならず今盛んに賣る品物と已に人氣の衰へたる品物と思ふべき  
 と是なり、開を如何といふに世の中に進むに隨がひ萬の事すべて  
 新規を競ひ今日珍とするところのものも明日の早や腐物に屬す  
 べし故に西洋の學者は此の世の中の指して競争社會と云へり、す  
 でに此の世の中が競争社會なる以上は人々互ひに競争の心を起  
 し彼處の彼様な新工夫が出来てよく賣るから我と那の上を起す  
 面白き事を工夫て彼の勢力を挫いて呉れんといふ念を起さ  
 るべからず世の中の人々己に乏な此の如き競争心を發したらん  
 には萬般の事日々に進化して眼前善く賣る品物も今も其の上  
 便利なる品物の出れば忽ち其の勢方を奪ひ去らるべし故に曰く  
 今盛に賣るものは已に衰へたる品物と思ふべしと予は世の此の  
 理を知らずして何時も人の儲け糴を營るものを慙むなり



○過失の深く咎むるなかれ

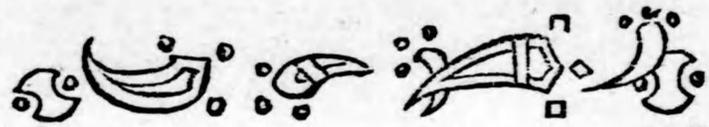
伯夾叔齊は舊惡を忘れず過つて之をわたりたむるに憚るなかれと  
 古人も教へ置たり雇人等が過つて器物などを破毀まると口  
 ぎたなく言り懲す主人われど宜まからぬとなり誰も破毀せば申  
 譯なしと承知する上は態ど破毀すもの之をわらざるべし然るを故  
 意でも破毀まるとく疎忽と名づけて只管詫事させたりとて  
 破毀れまもの、舊に復すべきにもあらねば其の無益なることあ  
 たかも鳥の飛去し後にて鐵砲を放つがごとく余りはげしく呵る  
 どきは雇人等之をうらむも却て損のうへに損を重ねる道理な  
 り彼の三ツ子も知れる有名の怪談番皿屋敷の故事を想へば僅  
 か皿一枚の事より一家をつぶしたるにわらずや主人は雇人が己  
 に過失したる後にて呵らず寧ろ過失あらざる前に注意して性質  
 疎々かしきものと思はゞ破毀物を取扱はしむるなかれ



○返さぬ貸は無理に取るべからず  
 金を貸し返さぬとて赤くなりて怒る人あれど心得違ひなり借た  
 金を返さぬは固より不道德極まりしとにて今さら喋々するまで  
 もなければ貸す人として返さぬ程當にならぬ人に貸たる落度あれ  
 ば我のみ理ありと思つて餘り苛酷く責べからず殊に商業をなす  
 家などは近所の客なれば僅かばかりの不足錢や少し位の品物の  
 人情にて貸すとあり此等の貸は返さざるも決して催促すべから  
 ず左とぬたに借た人の之を償ふまでは再び物を買に来らざる  
 こと常なり是は曩の代金を償はず後の品を現金にて買んどする  
 ときは其の金をさきの代金に取上られんかとの心配よりさて斯  
 く再び來らざるなり斯の如くなるときは先の代金を受取あた  
 るのみならず又あとの商賣をもなさず損のうへの損を爲す道  
 理ゆる先の代金は早くあきらめ再び來るやうに計らふべし之を



商人の機轉といふ斯て長く商ひするうちには何時か先の貸の我  
 手に返るのみならず更み多くの利益を得べし  
 ○掛賣一切仕らず候  
 己を得ずして掛賣する場合の手段は前章に述ることくなるが斯  
 のことさ面倒なる思ひを爲さずとも他に容易く掛賣をふせぎ客  
 と顔を赤らめ合すまで商賣の繁昌を謀る工夫あるへま其は店の  
 大黒柱の掛賣一切不仕候といふ看板を掛け客を去て貸て下さい  
 といふ語を發せし先ざるに在るなり若し此の看板掛けずして  
 れ貸申せませんと断らば自然その場合に角立ち客の心を損なふ  
 の憂ある可けれど已に誰れにでも貸さぬといふ家則を看板に示  
 すうへは客も借りたがらざる可く此方にて断る煩ひなくして  
 双方の爲め便利なる可し東京にても大丸越後屋福永屋其外少し  
 手がたき商家あては大概此の看板を掛け假令金側時計をぶら下



四十七

げて往きても壹錢も貸さぬと極りしゆ多錢を不足に持てて品物を買ひに往かぬなり是は商家に至極便利の法なれば何れも之を真似るがよろし彼様なるとい真似ても糟粕を嘗むる部類には入がたし

○衣食住の心得

美麗なる衣類を着山海の珍味に飽き金殿玉室に住みたるは人情なり否是等の愉快をつくさんが爲免に種々困苦して金をまうけんとするなり然ふ世間に金をまうけざる前に此等の愉快を盡さんとするものあり愚の極といふべきは金は取約束にても已に我が手に握らざるに當にならぬものなるに況して先に愉快をつくして後に金をまうけ其の金にて前の穴を填とするものに至りては柵を仰ぎて牡丹餅の落るを待つより迂濶なり故ふ予の左に三ヶ條の心得を掲ぐ可し



五十七

一美麗なる着類を着んとならば儲けた金にて購ふべし  
一旨き物を食度思はゞ三度の食を二度に減じセツセと働らさ  
て食事すべし

一大厦巨室に住んと欲せば借金と借家と之を慎む可し

○代物より金が大切

金と手に置けば使ひ易きゆゑ代物にして置ば後へ變ると云ひて入もせぬ庭石や床間の置物など買ふ人あり彼様な品物は買ふときは高けりや買ときは二束三文にしかならぬものなり成程金は重寶なるものにして手お在れば使ひ易きものゆゑ代物に換へ置んどの用心は至極最もの如く聞ゆれど多くもあらぬ金を左まで厄介にせずとも何とか用ひ方のあつさうなものなり最も人の器量次第にて千圓の金も運轉しがたきものあれば百万圓の金も尙ほ足らぬまでに動かすものあり元より一概に論じられぬ根が



六十七

金となれば幾何ありても不足こそ憾む可けれ多きを感じるとは誰人にもあらざるべし左れば其の金を以て入りもせぬ品物を買ひ之を金の身代と思ふは最と智慧なき業になん已を得ざれば其の金を弗匠の中に秘め置までも庭石や床の間の置物に換ふべからず若し金の入用なるものが降て湧たるどきソレといふも品物にて之間に合はぬとある可し用心すべし

○瘦我慢の害

瘦我慢といふ事は何事にもよろしからざれと殊に商人が錢も代物もありもせぬ癖に間口の廣さ大ひなる店に住むは最も不心得なり凡そ日本の商家と外國と違ひ間口を開廣げて洗ひさらいの代物を店頭に陳列するを例とするもへ家の廣さに随つて代物もまた餘分に仕入されば不釣合なり然るに店口のみ大にして代物少なければ管に見惡さのみならず人其山師なるを恐れて買に往



七十七

かざる可し之に反し間口は狭くとも代物の置されぬ程あらは如何にも奥床しく見え間口の廣くして代物少なさに勝る萬々なる可し世の商人たるものは兎角間口の廣狭などを論せず先づ品物を精選し價値を他店より安くせば買人争ひて市をなす可しよくく心得置可きことにこそ

○慾張家の用心

一途に慾に固まりし人は萬事に抜目あるものなり近所の交際人の思ひく等更に意に介せず馬鹿と譏らるるも白痴と笑はるるも一向頓着せず金さへまうかれれば夫が何よりの樂みと云ふがこときは世間に能くある例なり斯の如きは固より人間の法則にあるまじきとなれど去りて之を局束するともあらねば此等の事い其當人の意に任ずとするも特り氣の毒に堪えざるは此の如き人は平生我が身の壯健に任せ身軀の健康を害するをも打忘れて無



理な仕事を爲し夜も晩く寝て朝は早く起き起さるより寝るまで  
 少しも息まらず仕事するゆゑ往々病氣を引起す人あり凡そ人の忍  
 堪力は適度あるものゆゑ無理に勞力を費やさば必らず其の身と  
 害す可し死んで金銀が持行るゝではなし宜き程に働くがよろし  
 ○金まうけ秘傳結論  
 予は數萬言を陳列して金まうけの極意を説たり讀者と己に之を  
 記臆して必らず容易に實行せらる可きを信す果して然らば余は  
 一事の以て讀者に忠告せざる可からざるものゝるあり蓋し讀者  
 も知らるゝ如く海外人の商業に熱心なる決して我邦人の比あ  
 らず而して其忍耐に於ける進取の氣象に於る亦た我邦人の遠  
 く及ばざるところ將來内地雜居を許し海外人をして益々その爪  
 牙を逞ふするに至らしめば我邦人は如何の策略か以て其商權  
 を争ひ以て其の利益を競争せんとするか予眼睛をはなちて今日



の商人社會を觀察するに此等の覺悟あるものは恐くは千人中に  
 一人もあらざる可し失敬ながら我邦の商人諸君は攘夷鎖港時代  
 の遺傳に據ると云へ頑固卑屈にして極々僅少なる細末の利益  
 を争ひ眼を國家の大局面に着けて所謂國民福の何たるを知る  
 ものと僅有絶無といふも不可なるなからん今日の世の中は不景  
 氣と云ひ儲からぬと歎くもまだ太平無事といふ可し若し内  
 地雜居を實行するに至れば我國は俄然別天地を現出したる今日  
 の如き悠々緩々たるの社會を見わたはざるに至る可し蓋し我邦  
 人と元來不活潑なる中へ彼の活潑極まる碧眼人種が雜居すると  
 なれば萬事齟齬のみ多く其ゴタクサ紛れに面白き金まうけと殘  
 さず擱み去らるゝと鏡にかけて視るが如し果して然らば我國の  
 前途は猶ほ一大艱難あり或は今日の不景氣に加ふるに更に數倍  
 の不景氣を以てするやも測る可からざるなり而して之を免るゝ



十八

と否とは實に商人諸君の奮發如何に在り諸君の責任も亦た重ひ  
かな之を要するに我邦の經濟社會は内地雜居の實行と同時に一  
大變動を生ずれば今より豫じめ之を處するの道を講せざるなり  
我が親愛なる商人諸君以て如何とす

金満家  
なる  
金儲の法(終)

大正二年六月一日印刷  
大正二年六月五日發行

(定價金拾五錢)

不許複製  
金の儲の法

著者

喜樂生

東京市下谷區徒町一丁目十番地

發行者

菅谷與吉

東京市神田區松住町五番地

印刷者

菅井十一郎

東京市下谷區和泉橋通徒町一丁目十番地

發行所

日吉堂本店

274  
148

終

